

○吉見町ファミリーサポートセンター事業及び緊急サポートセンター事業補助
金交付要綱

平成25年3月29日

要綱第19号

改正 平成31年3月28日要綱第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て環境の向上を図るため、吉見町ファミリーサポートセンター事業及び吉見町緊急サポートセンター事業において育児の援助活動を行う者（以下「サポート会員」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に關しては、吉見町補助金等の交付に關する規則（昭和51年吉見町規則第14号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象者は、吉見町ファミリーサポートセンター事業実施要綱（平成25年吉見町要綱第17号）及び吉見町緊急サポートセンター事業実施要綱（平成25年吉見町要綱第18号）に定める援助活動を行ったサポート会員とする。

(交付額の算定方法)

第3条 補助金の交付額は、別表に定めるとおりとする。

(委託)

第4条 町長は、この要綱に規定する補助金の事務手続の処理について、法人等に委託することができる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするサポート会員（以下「申請者」という。）は、吉見町ファミリーサポートセンター事業及び緊急サポートセンター事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に吉見町ファミリーサポートセンター事業及び緊急サポートセンター事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）を通知するものとする。

2 前項の交付決定通知書を受けた申請者は、各月分についての吉見町ファミリーサポートセンター事業及び緊急サポートセンター事業補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた者（以下「事業者」という。）は、事業の完了後速やかに吉見町ファミリーサポートセンター事業及び緊急サポートセンター事業補助金実績報告書（様式第4号）に關係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(確定通知)

第8条 町長は、補助金の額を確定したときは、事業者吉見町ファミリーサポート

センター事業及び緊急サポートセンター事業補助金確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（書類の整備等）

第9条 事業者は、補助事業に係る収入及び支出等の証拠書類を整備し、保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日要綱第6号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後の援助活動に係る補助金について適用し、同日前の援助活動に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

事業名	種別	助成単価
ファミリーサポートセンター事業	ファミリーサポート	児童1人1時間当たり 300円
緊急サポートセンター事業	緊急（病児・病後児）サポート	児童1人1時間当たり 400円
	宿泊を伴うサポート	児童1人1日当たり2, 000円

備考

同一の利用会員からの児童の預かり人数が複数となる場合は、2人目以降の児童の援助活動に対する補助金の交付額は助成単価の半額とする。

様式第1号 (第5条関係)

吉見町ファミリーサポートセンター事業及び
緊急サポートセンター事業補助金交付申請書

年 月 日

吉見町長 様

住所
申請者
氏名 ㊟

吉見町ファミリーサポートセンター事業及び緊急サポートセンター事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

内 訳 (年 月分)

ファミリーサポートセンター事業	ファミリーサポート	円× 時間	円
緊急サポートセンター事業	緊急(病児・病後児)サポート	円× 時間	円
	宿泊を伴うサポート	円× 時間	円
合 計			円

2 添付書類 援助活動報告書

様式第2号 (第6条関係)

吉見町ファミリーサポートセンター事業及び
緊急サポートセンター事業補助金交付・不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

吉見町長 ⑩

年 月 日付けで申請のあった吉見町ファミリーサポートセンター事業及び緊急サポートセンター事業補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付条件
 - (1) この補助金を他の用途に使用しないこと。
 - (2) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- 3 不交付
(理由)

様式第3号 (第6条関係)

吉見町ファミリーサポートセンター事業及び
緊急サポートセンター事業補助金交付請求書

年 月 日

吉見町長 様

住 所
申請者
氏 名 ㊟

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
吉見町ファミリーサポートセンター事業及び緊急サポートセンター事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 口座の種類等

金 融 機 関 名	
支 (本) 店 名	
預 金 種 目	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
ふ り が な 口 座 名 義	

様式第4号 (第7条関係)

吉見町ファミリーサポートセンター事業及び
緊急サポートセンター事業補助金実績報告書

年 月 日

吉見町長 様

住 所
申請者
氏 名 ④

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
吉見町ファミリーサポートセンター事業及び緊急サポートセンター事業の補助事業が
完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金の 交付決定額 金 円

2 実績額内訳 (年 月分)

ファミリーサポート センター事業	ファミリーサポート	円× 時間	円
緊急サポートセンタ ー事業	緊急(病児・病後児) サポート	円× 時間	円
	宿泊を伴うサポート	円× 時間	円
合 計			円

3 添付書類 援助活動報告書

様式第5号(第8条関係)

吉見町ファミリー・サポート・センター事業及び
緊急サポートセンター事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

吉見町長 ⑩

年 月 日付け 第 号で交付決定した吉見町ファミリーサ
ポートセンター事業及び緊急サポートセンター事業補助金については、下記のとおり
確定したので通知します。

記

1 交付確定額 金 円

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第8条関係)